別紙２

大津市で実施している開設後の補助制度の概要

【保育士等の職員の加配に関する補助】

○保育環境充実保育士等特別配置事業費補助金（市単独補助）※令和８年度時点

公定価格上の基準に定める必要保育士数を超えて保育士等の労働環境の改善及び保育の質の向上を目的として保育士等（常勤１～２名、非常勤２名まで）を配置することに要する経費（受入要保護世帯数に応じて年額３００～６００万円を限度）を補助する。

○障害児等保育事業費補助金（市単独補助）※令和８年度時点

発達支援が必要な児童を保育するため、公定価格上の基準に定める必要保育士数を超えて重度障害児（障害の程度は市で認定）１人につき常勤の保育士１人、中軽度障害児おおむね３人につき常勤の保育士１人を配置することに要する経費（重度の場合は年額３４８万円を限度、中軽度の場合は対象児童数に応じて算定）を補助する。

○体調不良児対応型病児保育事業費補助金（子ども・子育て支援交付金）

※令和８年度時点

保育所等における緊急的な対応及び保育所等に通所する児童に対する保健的な対応等を図るため、看護師等を配置することに要する経費（年額３，５００，０００円、医療的ケアを必要とする児童の受入れを確約する場合は４，４９６，０００円。ただし事業期間が６月を満たないときは半額を限度）を補助する。

○保育体制強化事業費補助金（保育対策総合支援事業費補助金）

※令和８年度予定

保育士等の負担軽減を目的として保育支援者を配置するのに要する経費（月額１１７，６００円を限度）、園外活動の見守り事業等に関する経費（月額４７，０００円を限度）等を補助する。

○保育補助者等雇上強化事業費補助金（保育対策総合支援事業費補助金）

※令和８年度予定

保育補助者を雇い上げるのに要する経費（定員１２１人未満の保育所等の場合は１人。１人あたりの補助金の額は平均経験年数が３年未満の場合は年額１，９６３，０００円、３年以上７年未満の場合は年額２，４５４，０００円、７年以上の場合は年額３，２７２，０００円を補助することにより、保育士等の業務の負担を軽減し、その離職防止を図る。

○調理担当員配置事業費補助金※令和８年度時点
　利用定員が９０人以上の保育所等の保育所等において給食等を提供するために調理担当員を基準を超えて配置するのに要する経費（年額年額１，９４４，０００円）を補助する。

【保育士の処遇改善等に関する補助】
○保育士等処遇改善費補助金（市単独補助）※令和８年度時点
　一定の勤務条件を満たす保育士等の職員に対し、経験年数に応じて定める額（１人当たり月額５千円～９千円。新規採用保育士は５万円）の給与助成を行う。

○大津市潜在保育士等就職支援給付金※令和８年度時点
　保育人材の確保のため、新たに（新卒及び他の保育所からの転職除く）週３０時間以上で勤務した保育士に対し、６か月以上勤務すれば６万円、１２か月以上勤務すれば追加で６万円の給付を行う。

○保育士等奨学金返還支援事業費補助金※令和８年度時点
　大学等の在学中に奨学金の貸与を受けて修学し、大津市内の保育所等に１年間継続して勤務する保育士に対し、奨学金返還費用の半額（年間最大２４万円、滋賀県制度（年間最大１２万円）に上乗せ補助）を補助する。

○保育士宿舎借り上げ事業費補助金（保育対策総合支援事業費補助金）
　※令和８年度時点
　平成２９年７月１日以後に採用した常勤の保育士の宿舎を事業者が借り上げることに要する経費（採用から５年間　月額５万８千円を限度）を補助する。（大津市内での勤務経験がある場合は、その勤務が終了してから１年以上経過していることが必要。また転勤等については一定の制限を設けている。）

【賃借に関する補助】
○保育所等への建物賃借料支援事業費※令和１０年度予定
　令和７年度から保育対策総合支援事業費補助金（国補助金）の「都市部における保育所等への賃借料等支援事業」の補助対象が公定価格における賃借料加算を「都市部」単価で算定している地域に限定されたことから、大津市は補助対象外となった。今後の補助対象の見直しは不透明であるため、以下の通り記載する。収支予算書作成時は、国補助があるか不透明であるため、国補助がない場合を想定し作成すること。

＜国補助がある場合＞

保育所等建物を賃借する場合において、保育所等建物借料が公定価格における賃借料加算額の３倍を超える場合に、その差額に４分の３を乗じた額（年額２，２００万円を限度）を補助する。

＜国補助がない場合（市単独補助）＞

保育所等建物を賃借する場合において、保育所等建物借料が公定価格における賃借料加算額の３倍を超える場合に、その差額に４分の１を乗じた額を補助する。

【その他】

〇保育内容充実支援事業費補助金※令和８年度時点

保育及び教育の内容及び環境の充実に寄与する事業に要する経費を、児童数に応じて補助する（０歳～５歳の児童数×２，０００円～４，０００円。但し、公定価格収入における人件費比率が７２％以上の法人に限る）。

※上記の他、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業等に関する補助があります。詳細は大津市 HP より「助成要綱等　保育入所課」をご覧ください。なお、これらは令和８年１１月１０日時点の情報であり、今後、金額・内容が変更されることがありますので、ご留意ください。

※各種補助金の活用においては、年度毎に予算の議決を条件とするため、予算措置されない可能性があります。